

森大輔法律事務所 News Letter

2018年
1月号
VOL.3

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？

森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼って頂ける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 新年のご挨拶 弁護士 森大輔
- P2 事務所報① ～新人弁護士紹介～
- P3 弁護士コラム ～違法な長時間労働と36協定～
事務所報② ～事務所主催社労士セミナー開催報告～
- P4 事務所報③ ～事務所旅行～ 森代表のゴルフ紀行③

弁護士 森大輔

新年のご挨拶



皆さま、明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。当事務所では、今年から新しく2名の弁護士が加わることとなりましたので、この場を借りて紹介させて頂きたく思います。

渡邊孝太弁護士は、これまで弁理士として弁理士事務所に勤務し、特許関係に携わってきた知的財産権のプロフェッショナルです。当事務所は、これまでに知的財産権の分野にも進出し、多くの案件を処理してまいりましたが、その多くの分野は著作権、商標権などであり、特許の分野には未着手でした。これからは、渡邊弁護士が加入したことで、特許の分野にまで進出し、知的財産権を取り扱い業務の大きな柱としていく所存でございます。



横山智実弁護士は、とても元気がよく、負けん気も強く、闘う弁護士といった印象です。採用面接の際には、一番大きな声で、はきはきと返事をしていたのが印象的でした。これまで当事務所の弁護士は男性だけでしたので、女性ならではの視点からの切り口などを期待しております。

今後の担当としては、主に労働事件を担当してもらうことを予定しております。

当事務所は、開設して2年半になりますが、皆さまからのご支援のもと、メンバーも増加でき、十分なリーガルサービスを提供できるための礎が徐々にではありますが出来上がって参りました。

今後も、より充実したリーガルサービスを提供できるよう、メンバー丸となって精進して参りますので、変わらぬご支援の程をどうぞ宜しくお願い致します。



事務所報①新人弁護士紹介

弁護士 渡邊 孝太



こんにちは。弁護士の渡邊孝太です。私の経歴を紹介させていただきます。
私は、一昨年に司法試験に合格し、昨年に弁護士登録しました。早稲田大学理工学部土木工学科を卒業し、同大学院建設工学を修了しました。その後、公務員として勤務の傍ら、弁理士試験、法科大学院入試を受験しました。そして、弁理士として都内特許事務所に勤務する傍ら、筑波大学の法科大学院で勉強していました。

公務員として勤務する間、弁理士試験等を応援して下さる諸先輩方に恵まれ、特許事務所で勤務する間も、司法試験を心から応援して下さるクライアントの方々及び事務所の方々に恵まれました。また、法科大学院でも熱心な先生方や仲間に恵まれ、司法研修所でも真面目で気のいい同期の仲間、熱心な教官、実務家の方々に恵まれました。そして、弁護士登録まで文句も言わずに支えてくれる妻と娘にも恵まれました。



このように、私は、いままで様々な方々に支えられたおかげで生きてこられたと常日頃痛感しております。そして、これまで私が受けてきた恩義に少しでも報いることができるように、クライアントの利益を最大限実現することのできる弁護士、ひいては少しでも社会に貢献できる弁護士になれるよう、日々研鑽して参りたいと考えておりますので、ご指導をよろしくお願いいたします。

弁護士 横山 智実



明けましておめでとうございます。
昨年十二月に入所いたしました、弁護士の横山智実と申します。
私は、不安を抱えた人に寄り添って解決策を共に探す弁護士になろうという決意の下、中央大学法学部法律学科を卒業後、早稲田大学大学院法務研究科を修了し、司法試験に合格しました。学生時代、一途に勉強のみを行う同期が多い中、私は社会との繋がりを求めて洋菓子の販売・結婚式場のキッチン・司法試験予備校での出版・ウェイトレス・テレビ局のイベント業等のアルバイトを経験しました。

数多くの企業で働く中で、企業のひとつひとつが人と同様に個性を有していること、どんな大企業であっても人の集合体であること、一人の従業員の働き次第で企業に大きな損得が生じ得ること等がわかり、企業の経営活動に興味を抱き、企業法務を取り扱う弁護士という立場から企業の利益に貢献したいという新たな夢を持つに至りました。

また、私は、「人々のために智慧を实らせる子になってほしい」という両親の願いから、「智実」という名を授かりました。



正直、パソコンで一発変換できず面倒な名ですが、私は誇りに思っています。自己の名に恥じぬよう、日々勉強を怠らず、多くの経験を積み、皆様のためにさらに智慧を实らせ、これを生かしていく所存です。

未熟な部分も多々ありますが、今後とも宜しくお願い申し上げます。

弁護士コラム～違法な長時間労働と36協定～

弁護士 太田 誉康



■ 違法な長時間労働に注意

新年あけましておめでとうございます。弁護士の太田誉康です。現在の深刻な人手不足を象徴する事件として、昨年末に愛媛県大洲市の運輸会社の交通事故をきっかけに長時間労働が発覚し、経営者が労基法違反で書類送検されるというニュースがありました。そこで、今回は違法な長時間労働と36協定について取り上げたいと思います。

■ 時間外労働と36協定

労働基準法上、休憩時間を除いて1週40時間・1日8時間を超える時間外労働は原則として禁止されており、例外的に労基法36条に定める労使協定（いわゆる「36協定」と呼ばれるものです。）をして労基署に届け出ておけば、その限度で時間外労働をさせることができます（労基法32条1項・36条1項）。そして、36協定で定めた限度時間を超えた時間外労働は、たとえ時間外労働の割増賃金を支払ったとしても、違法な長時間労働として罰則の対象となってしまいます（労基法119条1号）。

■ 36協定の整備と労務管理

この36協定で定めることのできる時間外労働の限度は、厚生労働大臣の限度基準告示により上限が定められています。もっとも、運輸業や建設業等は、上記厚生労働大臣の限度基準告示の対象外とされています。そのため、冒頭の運輸会社の事例についても、従業員との間で適切に36協定を結んでおけば送検を未然に防げた事例だといえます。就業規則（労基法89条）とは異なり、36協定の規定には人数の規定はなく、1名でも締結が求められます。これを機に、自社できちんと36協定が締結されているか、チェックされてみてはいかがでしょうか。

事務所報②事務所主催社労士セミナー開催報告



昨年9月から11月にかけて、社会保険労務士の先生向けの講座全3回を無事に終えることができました。今まで、当事務所の弁護士が外部で講義を行うことはありましたが、当事務所が主催し、お客様をお招きする講義は初めての試みだったため、準備の段階から緊張と試行錯誤の連続でした。しかし、申込者が想定より多かったため、追加の開催日を設けるなどし、延べ83名の先生にご参加いただくことができました。講義の後半に行われた質疑応答では、活発な今後の参考になる貴重なご意見や質問をいただき、当事務所としても大変有意義なものとなりました。

また、講義の後には懇親会も開かれ（実はこっちの方が本番、という説もあります、笑）、ざっくばらんなコミュニケーションの場として、当事務所にとってとても楽しい時間となりました。ご参加いただいた社労士の先生方には厚く御礼申し上げます。

更に後日、ゴルフを一緒に回らせていただくこともできました。一度きりの接点ではなく、別のご縁も生まれましたことは大変嬉しい出来事でした（写真は、松本税理士・社会保険労務士事務所の松本代表と柴田先生と一緒させていただいた時のものです）。

今年も、このようなセミナーを開催していく予定です。皆様のご参加やご意見を心よりお待ちしております。



事務所報③事務所旅行

昨年末、当事務所の所員で、箱根に一泊旅行に行きました。行きに寄った小田原パーキングエリアでは、駿河湾名物、ボリュームたっぷりのシラスのかき揚げ丼などを食べました。ほっと一息、お腹が満たされたのも束の間、その後、この度当事務所に新たに入所した弁護士への研修が行われました。

新年から本格的に2名の弁護士が加わることもあり、新体制での取り組みや、事務所の方向性、活動方針などについて、新たに加わる2名の真っ新たな視点からの意見にも耳を傾けながら議論し、所員の意識統一を図りました。



温泉にゆっくり浸かり、心身ともにたまった凝りをほぐしながら昨年中の疲れをとり、今年からの職務へ向けて英気を養いました。夕食の後にはカラオケに行きましたが、まさかの新人の弁護士2名が率先して熱唱し、濃いキャラクターぶりを発揮する展開に……。おかげで大変盛り上がりました。仕事でも、オフでも頼もしく、今後の事務所がますます楽しみです。

森代表のゴルフ紀行③

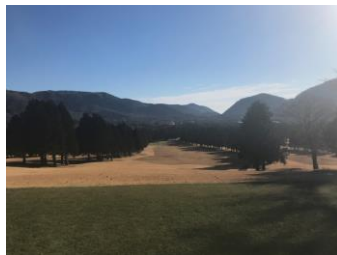
今回は、当事務所の事務所旅行（研修も兼ねてです！）の翌日にコンペを行いました。普段からお世話になっている同世代の弁護士にもお声かけをし、3組でコンペを行うことができました。コンペの会場は、箱根にある富士屋ホテル仙谷ゴルフコースでした。



会場100周年という歴史あるゴルフ場で、私も何度か訪れたことがありました。コンペ当日は、とても寒く、霜が降りており、案の定グリーンはカチンカチンでした。直接ボールをオンさせようとすると、どこに跳ねるか分からず、滑り出しはトリプルボギーの連続で、どうなることやら……。

しかし、あがってみると、スコア92で準優勝！！

久しぶりに賞品を持ち帰ることもできました。その後の、府中カントリー倶楽部で行われた忘年ゴルフでは、88と今年最高のスコアをたたき出しました。今年はより真剣にゴルフにも取り組もうと思います。



発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097